令和3年度事務事業評価の実施結果について

1 事務事業評価の目的

市が行う事務事業評価は、効率的な行政運営と市民ニーズに対応したサービスの 提供とともに、行政の透明性を確保し、開かれた市政を推進することを目的に実施 する。

2 事務事業評価の概要

(1) 評価の実施(評価責任者:課長)

事務事業評価は、市の裁量がない固定経費事業等を除く全事務事業(495 事業)を対象に、事業ごとに設定した活動指標や成果指標の達成度等を分析し、 妥当性、有効性及び効率性の視点を加味して総合的に評価を実施した。

(2) 評価結果の公表

評価結果は、ホームページに掲載するとともに市内の公共施設において公開する。また、昨年度と同様、評価結果に対して市民からの意見を募集する。

3 評価結果の活用について

評価結果については、業務改善及び次年度以降の事業展開、新規事業の立案に 活用する。

令和3年度事務事業評価(令和2年度実施事業) 実施結果一覧

事業の 方向性	評価基準	事業数	構成 比率
拡充	・市民のニーズや社会情勢から、事業を拡大していくことが適当と判断される事業・費用をかければ成果の向上が認められる事業・対象を拡大すれば、成果の向上が認められる事業	48	9.7%
維持	・事業の目的を達成するためには、現状どおりの事業手段で維持すること が適当と判断される事業	384	77.6%
縮小	・費用負担を軽減しても成果及び市民サービスの低下をもたらさないと 認められる事業・対象が過大であると認められる事業・対象の状況変化や厳しい財政状況から事業規模の縮小がやむを得ない と判断される事業	8	1.6%
改善	・事業の対象や手段、意図を見直すことにより、成果が向上すると判断される事業・受益者負担の適正化により、経費の削減が見込める事業	16	3.2%
統合	・他の事業と対象、手段、意図が類似し、統合することにより経費の節減 や効率化が図られる事業	7	1.4%
廃止	 ・市の実施(関与)の妥当性が認められない、又は実施(関与)の必要性が低い事業 ・目的の妥当性が認められない、又は目的の必要性が低い事業 ・成果が認められない事業 ・廃止により市民サービスの低下をもたらさないと認められる事業 ・新たに創設された制度などにより、必要性が低下したと認められる事業 	3	0.6%
休止	・事業の成果や財政状況等により、一時的に休止がやむを得ないと判断さ れる事業	0	0.0%
完了	・目的を達成した事業・評価年度で終了する事業	29	5.9%
計		495	100.0%